

地域生活移行のための県単独（上乘せ）支援策

事業名		事業内容
相談支援体制	障害者総合支援センター事業 本文 P17・24	<p>障害者が地域で安心して暮らせるために、身体・知的・精神の3障害に対応できるセンターを圏域ごとに設置します。</p> <p>設置か所 10か所 人員配置 知的障害者コーディネーター 障害児療育コーディネーター 身体障害者コーディネーター 精神障害者コーディネーター 生活支援ワーカー 就業支援ワーカー</p>
	自閉症・発達障害自律支援事業 本文 P24・33・35	<p>自閉症の障害児者（高機能自閉症・アスペルガー症候群を含む）及び家族を対象に、相談・療育・就労などの支援を行うため、県精神保健福祉センター内に「自閉症自律支援センター」を設置します。</p> <p>国の要綱上の名称は「自閉症・発達障害支援センター」ですが、県では「自閉症自律支援センター」という名称を用いています。</p> <p>事業主体 県 事業内容 ・専門スタッフの養成 ・相談支援のコーディネーター等への支援及び連携強化 ・自閉症児者およびその家族に対する支援 ほか</p>
生活の場の整備	グループホーム施設整備補助事業	<p>新たに建設するグループホームに対し、施設整備に係る費用の一部を補助します。</p> <p>補助率 1/2 基準額 157,800円×23.3㎡×定員 (定員5人の場合の県の補助額は9,191,000円)</p>
	西駒郷利用者の地域生活移行のためのグループホーム施設整備特別補助事業 本文 P17・18	<p>西駒郷利用者の地域生活移行を集中的に進めるため、社会福祉法人やNPO法人が西駒郷利用者の入居を前提に新たにグループホームを建設する場合に、通常の施設整備費補助金に上乘せ補助します。</p> <p>補助率 2/3 基準額 157,800円×23.3㎡×定員 (5人のうち2人を西駒郷から受入れた場合の県の補助額は12,255,000円)</p>
	重症心身障害者等グループホーム整備事業補助金 本文 P8・20・34	<p>重症心身障害者等が知的障害者グループホームで生活するために必要な職員が配置できるよう、支援費基準額に加算して補助します。</p> <p>入居対象者 A (看護師配置のグループホーム) 歩行不能の肢体不自由とIQ35以下の重度知的障害の重複障害者で、医療的ケアを必要とする者 B (介護職員配置のグループホーム) 医療的ケアの必要はないが、手厚い支援が必要な者</p> <p>補助率 1/2 (県1/2 市町村1/2) 補助額 A 入居者1人につき126,160円/月 4人の場合 504,640円/月の加算 B 入居者1人につき85,790円/月 4人の場合 343,160円/月の加算</p>
	地域共生型生活ホーム補助事業 本文 P19	<p>身体障害、知的障害、精神障害などの障害種別を問うことなく、また、高齢者や高次脳機能障害、難病等援助の必要な方が入居可能な共同住居の運営経費及び施設整備経費に補助します。</p> <p>補助率 1/2 (県1/2 市町村1/2) 補助額 (運営経費補助) 201,600円/月(重度加算40,320円/月) (施設整備補助) 基準額 157,800円×23.3㎡×定員 (改修は、上限1,000万円)</p>
就労・日中活動の場の整備	共同作業所経営技術パワーアップ事業 本文 P22	<p>共同作業所に、販路開拓、自主製品の開発・改良、製品工程の改善等の支援を行う製品開発販売コーディネーターを配置し、また、受注作業の開発、斡旋、生産技術、製造工程の改善等を支援する受注開発コーディネーターを配置し、共同作業所等の活動を活性化し、利用者の安定した収入を支援します。</p> <p>製品開発販売コーディネーター 2人 受注開発コーディネーター 2人</p>